

### みんなで「まちの憲法」を考えよう!

#### まちづくり基本条例 他市の制定状況

市民・市議会・市のそれぞれの自治に対する責務や役割を明確にし、行財政運営、情報公開、市民参加など自治の基本ルールを定めるまちづくり基本条例は、平成13年4月に北海道二セコ町が「まちづくり基本条例」を施行し、以後、全国の約80の自治体で制定されています。



埼玉県内では、平成15年4月に鳩山町が「まちづくり基本条例」を施行し、以後、富士見市、草加市、久喜市、秩父市、新座市、北川辺町、熊谷市、美里町、宮代町の10市町で制定されています。また、川口市など制定に向けて検討を始めている自治体もありますので、今後ますます増えると思われます。

#### ◆◆◆ まちづくり基本条例の講演会、勉強会のお知らせ ◆◆◆

まちづくり基本条例を市民の皆さんに知っていただくため、各地域で講演会や勉強会を開催しています。ぜひご参加ください。

##### ◆勉強会

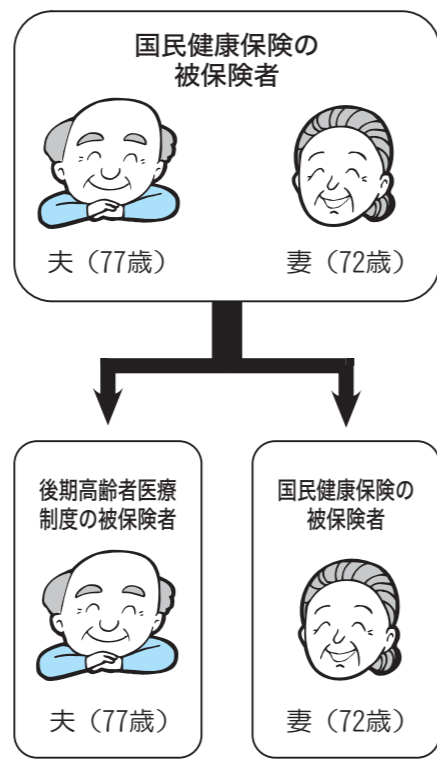
| とき                | ところ                                |
|-------------------|------------------------------------|
| 6月28日(土)／午前10時～正午 | 並木公民館<br>(☎2998-5911・FAX2998-5915) |

内容 まちづくり基本条例の基本的な内容や他市の条例などを少人数で勉強し、参加者との意見交換を行います。

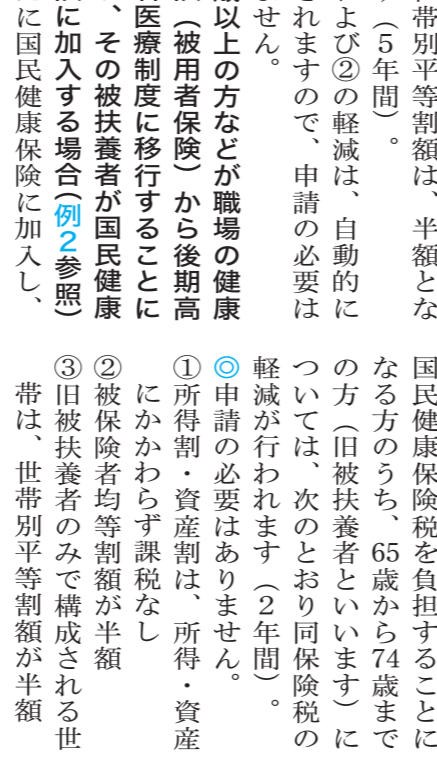
申し込み 氏名、住所、電話番号を政策企画課(☎2998-9027・FAX2994-0706・Eメールアドレスa9027@city.tokorozawa.saitama.jp)へ電話・FAX・Eメールのいずれかの方法、または上記施設へ電話・FAX

問い合わせ 政策企画課(☎2998-9027・FAX2994-0706)

例1



例2



**後期高齢者医療制度 (長寿医療制度) 創設に伴う 国民健康保険税の軽減**

◆75歳以上の方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行し、74歳までの方が引き続き国民健康保険に加入している場合(例1参照)

①所得が低い世帯の国民健康保険税の軽減

所得が低く、国民健康保険税の被保険者均等割額と世帯別平等割額の軽減を受けていた世帯は、世帯構成や収入が変わらなければ、今までと同じ軽減を受けることができます(5年間)

◆75歳以上の方が国民健康保険から後期高齢者医療制度に移行したため、国民健康保険の加入者が1人となる場合、国民健康保険

税の世帯別平等割額は、半額となります(5年間)

◎①および②の軽減は、自動的に適用されますので、申請の必要はありません

◆75歳以上の方が職場の健康保険(被用者保険)から後期高齢者医療制度に移行することに より、その被扶養者が国民健康保険に加入する場合(例2参照)新たに国民健康保険に加入し、

国民健康保険税を負担することになる方(旧被扶養者といえます)については、次のとおり国民健康保険税の軽減が行われます(2年間)

①所得割・資産割は、所得・資産にかかわらず課税なし

②被保険者均等割額が半額

③旧被扶養者のみで構成される世帯は、世帯別平等割額が半額

#### 特定健康診査等

今年度から、生活習慣病予防のため内臓脂肪型肥満に着目した特定健康診査が導入されました。市では、国民健康保険特定健康診査の対象者(40～74歳までの被保険者)へ、6～12月に順次受診券を送付します。なお、受診の際には、自己負担金800円が必要となります。

◎「所沢市特定健康診査等実施計画」を策定しました。市役所1階国保年金課、または市ホームページ(「特定健康診査」で検索)をご覧ください。

問い合わせ ▼国民健康保険に関すること 国保年金課(☎2998-9027・FAX2999-9061)

▼後期高齢者医療制度(長寿医療制度)に関すること 福祉総務課(☎2999-9061・FAX2999-9061)

#### 市政通信

防犯のまちづくり 街頭キャンペーン

4月23日、所沢駅の西口と東



狭山ヶ丘区画整理事業地内の立体交差道路が開通

▼5月12日、狭山ヶ丘土地区画整理事業地内の西武池袋線と立体交差道路(若狭小学校から東へ100m)の開通式が行われました。道路の延長は、240m。車道幅員は片側4.05m(総幅員8.10m)。歩道は片側のみ3mです。若狭地区と東狭山ヶ丘地区の生活圏の一体化が図られ、利便性が大幅に向上するものと期待されます。



口で、防犯のまちづくりを目指した街頭キャンペーンを実施しました。所沢市防犯協会をはじめ18団体の皆さんにご協力いただき、防犯グッズを配布するなど防犯意識向上に向けキャンペーン活動をしました。

#### 皆さんの善意

- 【愛の福祉基金】西宮小学校児童会様(1,040円) ●青梅信用金庫東所沢支店様(31,860円) ●松本千一様(10万円) ●有限会社東工業所様(1万円) ●よかど会様(3万円) ●初心舎様(6,000円) ●所沢友和会様(192,000円)
- 【緑地保全・緑化推進のため】関口久枝様(3万円) ●株式会社アテイ様(2万円) ●本田福子様(2,000円) ●平田栄子様(3万円) ●所沢小売酒販組合青年部様(3万円) ●新所沢同地自治会様(1万円)
- 【明峰小学校へ】東京電力株式会社埼玉支店志木支社様(生ゴミ・高速リサイクル装置1台)
- 【市立小学校全校へ】丹下真樹子様(連珠図書「みっちゃん のいしなべ」32冊)
- 【障害児施設・母子福祉団体へ】埼玉西武ライオンズ選手会様(西武ドームシーズンシート4席)
- 【手をつなぐ親の会へ】小野寺 力様・栗山 巧様(西武ドームシーズンシート4席)
- 【交通事故防止啓発活動のため】社団法人埼玉県トラック協会 所沢支部様(72,107円)
- 【犯罪被害防止のため】西部電設協力会様(42W蛍光灯11基 および電柱共架工事) ※3月16日から4月15日までの受け付け分です。ありがとうございました。

## 国民健康保険のしくみが変わります

### 国民健康保険の財政状況

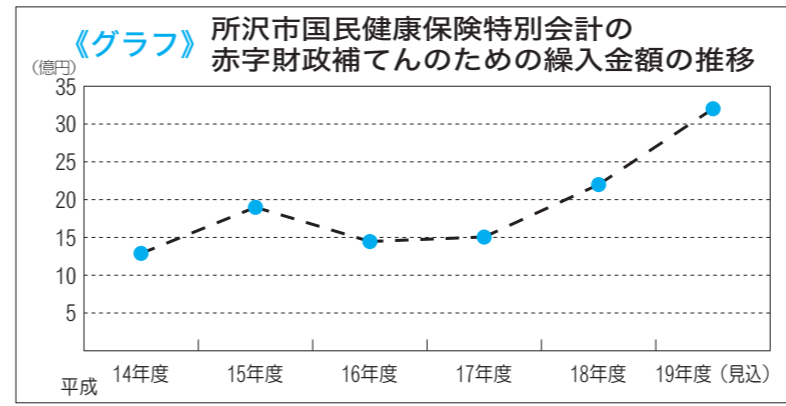
各市区町村で運営する国民健康保険の財政状況は、被保険者の高齢化や医療技術の高度化により医療費が大幅に増えていく中で、被保険者からの保険料収入の伸びが医療費の伸びに追いつかない傾向となっています。

そのため、市では埼玉県国民健康保険協議会などを通じて国や県に対し、国民健康保険財政基盤の安定化の実現などを要望しています。

### 国民健康保険の課税および納付方法

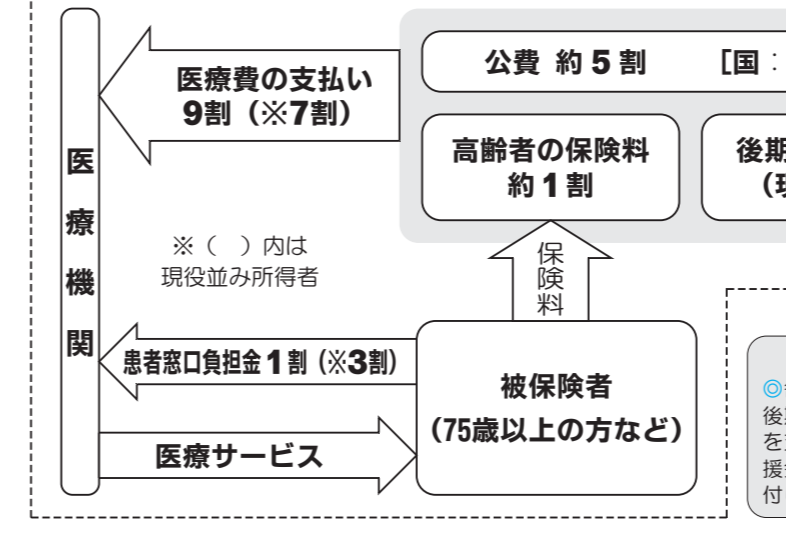
平成20年4月から開始された75歳以上の方などを対象とした後期高齢者医療制度(長寿医療制度)は、患者窓口負担分を除き、公費(約5割)、高齢者の保険料(約1割)のほか、現役世代からの支援(約4割)により、保険料の費用をまかなうよう定められました。

このため、職場の健康保険(被用者保険)や国民健康保険に加入している74歳以下の被保険者は、現役世代からの支援として後期高齢者医療費を納付することになりました(図参照)。



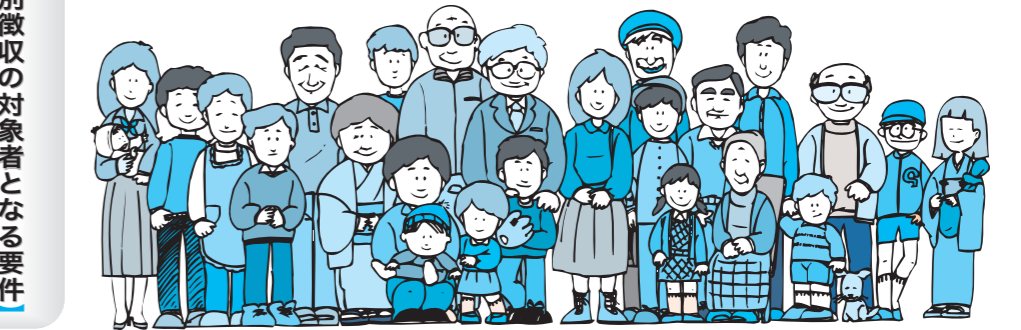
しかし、市の国民健康保険特別会計の財政状況は赤字が続く、その赤字財政を補てんするために、一般会計から多額の繰り入れを行なっています。その繰入金額は、平成18年度決算時において約22億円に達し、平成19年度においては約32億円と見込まれ、財政的に非常に厳しい運営を余儀なくされています(グラフ参照)。

### 後期高齢者医療制度(長寿医療制度)の運営のしくみ



【表1】国民健康保険税の税率等

| 区分                       | 平成19年度   | 平成20年度   |          |
|--------------------------|----------|----------|----------|
| 医療給付費分                   | 所得割税率    | 7.30%    | 7.30%    |
|                          | 資産割税率    | 30.00%   | 30.00%   |
|                          | 被保険者均等割額 | 11,000円  | 11,000円  |
|                          | 世帯別平等割額  | 17,000円  | 17,000円  |
| 後期高齢者支援金等分               | 賦課限度額    | 500,000円 | 470,000円 |
|                          | 所得割税率    | —        | 2.60%    |
|                          | 被保険者均等割額 | —        | 11,000円  |
| 介護納付金分 (40歳から64歳の被保険者のみ) | 賦課限度額    | —        | 120,000円 |
|                          | 所得割税率    | 0.97%    | 0.97%    |
|                          | 被保険者均等割額 | 6,700円   | 6,700円   |
|                          | 賦課限度額    | 70,000円  | 90,000円  |



【表2】平成20年度国民健康保険税の納付方法

| 区分       | 納付方法          | 内容   |
|----------|---------------|--|
| 特別徴収の対象者 | 普通徴収 および 特別徴収 | 7月から9月(第1期から第3期)までは「普通徴収」、10月以降は年金支払月(10月、12月、2月)ごとに「特別徴収」となります(合計6回)。 |
| 上記以外の方   | 普通徴収          | 7月から翌年2月(第1期から第8期)まで、すべて「普通徴収」となります(合計8回)。                             |

◎引き続き特別徴収の対象者となる要件に該当する場合、平成21年度以降の納付方法は全額特別徴収(4月、6月、8月、10月、12月、2月の6回)となります。また、納付方法は、年度の途中で変更となる場合があります。

◆75歳以上の世帯主の方などの保険料・税 納付について

国民健康保険においては、世帯主の方が、その世帯内の国民健康保険の被保険者全員分の国民健康保険税をまとめて納付することになっています。世帯主の方が、国民健康保険の被保険者ではなく、後期高齢者医療制度や職場の健康保険の加入者であっても同様です。

したがって、75歳以上の世帯主の方などは、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる場合、ご自身の後期高齢者医療制度の保険料を納付することと併せて、同じ世帯の方の国民健康保険税を納付することになります。

◎この場合、国民健康保険税が年金から差し引かれることはありません。

【特別徴収の対象者となる要件】 次の①～④の要件すべてに該当する世帯主の方が、特別徴収の対象者となります。1つでも該当しない要件がある場合は、普通徴収となります。

①世帯主が国民健康保険の被保険者である

②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が、65～74歳である

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である

④国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない

◎世帯主以外の方の年金からは、特別徴収は行われません。

▼特別徴収：年金から差し引いて納付する方法

▼普通徴収：納付書や口座振替により納付する方法

特別徴収の対象者となる要件

①世帯主が国民健康保険の被保険者である

②世帯内の国民健康保険の被保険者全員が、65～74歳である

③特別徴収の対象となる年金の年額が18万円以上である

④国民健康保険税と介護保険料の合計額が、年金額の2分の1を超えない

◎世帯主以外の方の年金からは、特別徴収は行われません。

▼特別徴収：年金から差し引いて納付する方法

▼普通徴収：納付書や口座振替により納付する方法